

御浜町建築物耐震改修促進計画

[第三次計画]

令和8年3月

御 浜 町

<u>第1章 はじめに</u>	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	8
(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	8
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	8
3 建築物の耐震化の現状	9
(1) 住宅の耐震化の状況	9
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	14
<u>第3章 計画の方針</u>	
1 計画の基本方針	15
2 基本的な取組方針	15
(1) 建物所有者の主体的な取組	15
(2) 町の支援	15
(3) 関係者との連携	15
3 計画の目標	16
(1) 住宅の耐震化の目標	16
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	16
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>	
1 住宅の耐震化	17
(1) 木造住宅の耐震化の支援	17
(2) 住宅の耐震化の促進	17
2 建築物の耐震化	18
(1) 建築物の耐震化の促進	18
3 まちの安全対策	19
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	19
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	20
4 その他建築物の地震に対する安全対策	20
<u>参考資料</u>	
御浜町が実施している補助事業等	22

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前(昭和56(1981)年5月31日以前)の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16(2004)年の新潟中越地震、平成17(2005)年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23(2011)年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28(2016)年には熊本地震、平成30(2018)年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6年(2024)には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

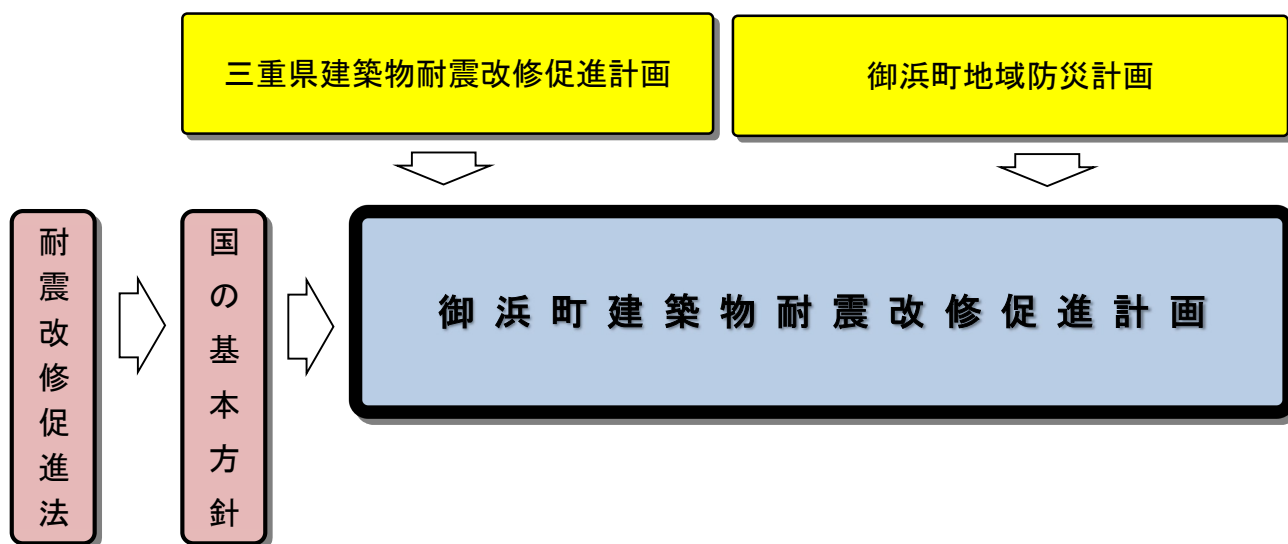
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に基づいて、平成20年度から「御浜町耐震改修促進計画」(以下「当初計画」という。)、続いて平成28年度から「御浜町建築物耐震改修促進計画」を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「御浜町建築物耐震改修促進計画(第三次計画)」(以下「本計画」という。)を策定し、町民のみなさまの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画（以下「県耐促計画」という。）」、「御浜町地域防災計画」を上位計画として、耐震改修促進法に基づき策定するものです。

■御浜町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建築物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、御浜町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)			
			(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物 耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
			(3) 避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	
			(4)防災拠点となる建築物		

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物おける危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施工令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン	
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第五号	マッチ	300マッチトン	
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	200トン		

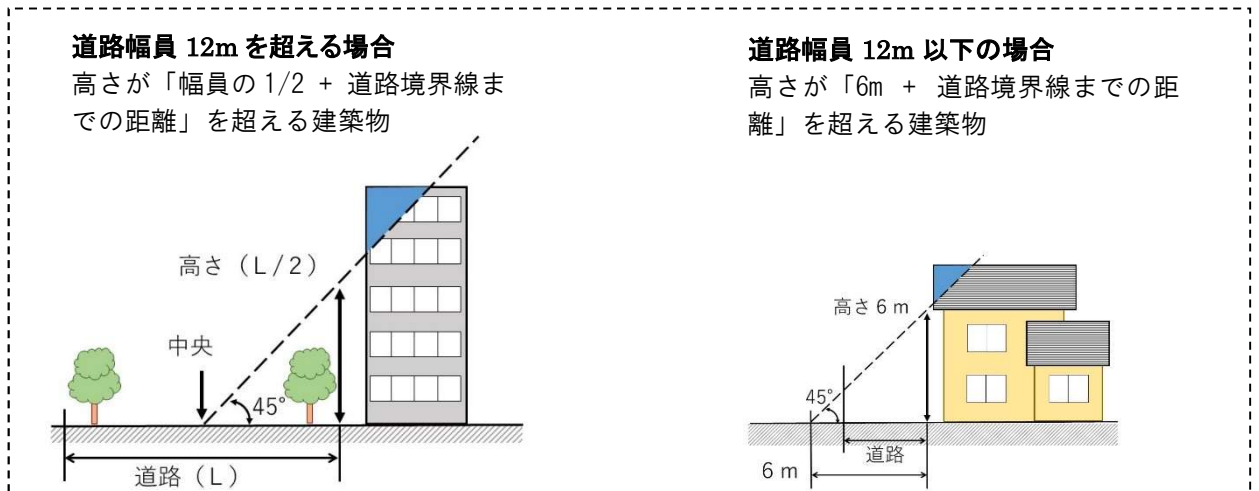
■ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

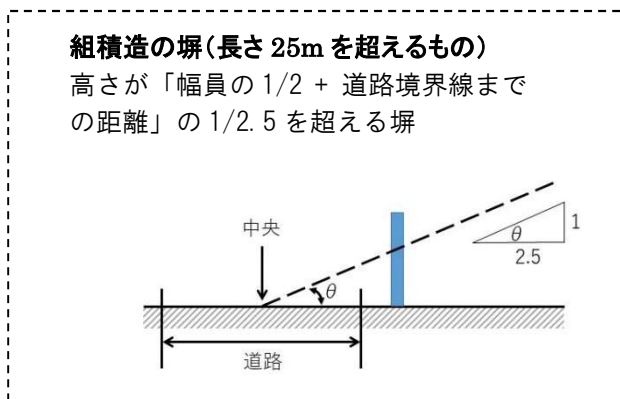
■ 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%程度以上としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、また県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

(3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約55,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約18,000棟が全壊し、津波により約32,000棟が流出すると予測されています。

このうち、御浜町では揺れに伴い約500棟が全壊すると予想されています。

【表 2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	(内御浜町)
揺れ	約 18,000	約 3,250	約 4,600	約 70	約 6,700	約 3,300	約 500
液状化	約 3,700	約 2,130	約 1,110	—	約 330	約 70	—
津波	約 32,000	約 4,280	約 4,300	—	約 14,500	約 8,930	約 10
急傾斜地等	約 1,700	約 70	約 170	約 100	約 760	約 740	約 10
火災	約 100	約 30	約 30	—	約 30	—	—
計	約 55,000	約 9,760	約 10,210	約 170	約 22,320	約 13,040	約 500

【表 2-3-2】先発地震の被害を考慮し、後発地震が発生した場合の揺れ建物全壊棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	(内御浜町)
東半割れ→西半割れ	約 19,000	約 3,580	約 4,600	約 70	約 6,500	約 4,300	約 800
西半割れ→東半割れ	約 19,000	約 3,240	約 4,200	約 70	約 6,500	約 4,500	約 800

※ 表 2-3 は令和 8 年 3 月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。

※ 地域毎の数値は地域に属する市町の被害棟数の和を記載しています。

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査(以下「統計調査」という。)によると、令和5年度の県内の住宅総数(空き家等を除いた居住世帯のある住宅)は727,300戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は648,100戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」(以下「耐震化率」という。)は89.1%となります。

一方、耐震性のない住宅は79,200戸と推計され、平成15年統計調査時点の199,100戸から20年間で119,900戸減少しています。

町内の場合は、令和5年度の住宅総数が3,470戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は2,805戸となり、これをもとに算出した耐震化率は80.8%となります。耐震性のない住宅は665戸と推計されます。

【表2-4】三重県における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

三重県内の住宅戸数			2003 (H15) 年度	2008 (H20) 年度	2013 (H25) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (R05) 年度
住宅総数			629,200	680,900	699,400	720,000	727,300
耐震性のある住宅戸数(①+②)			430,100	530,020	568,670	611,590	648,100
耐震化率			68.4%	77.8%	81.3%	84.9%	89.1%
昭和56年以降建築①			369,700	450,200	493,500	541,400	565,100
昭和55年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅 ^(※1)	31,190	54,110	53,070	52,070	57,090
		木造以外の住宅 ^(※2)	29,210	25,710	22,100	18,120	25,910
		計②	60,400	79,820	75,170	70,190	83,000
	耐震性 なし	木造住宅 ^(※1)	190,410	143,290	124,540	100,530	71,310
		木造以外の住宅 ^(※2)	8,690	7,590	6,190	7,880	7,890
		計	199,100	150,880	130,730	108,410	79,200

この表の値は統計調査の結果から県において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で128,400戸となっています。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

【表2-5】御浜町における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

御浜町における住宅戸数			2013 (H25) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (R05) 年度
住宅総数			3,900	3,740	3,470
耐震性のある住宅戸数(①+②)			2,588	2,846	2,805
耐震化率			66.4%	76.1%	80.8%
昭和56年以降建築①			2,070	2,420	2,310
昭和55年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅 ^(※1)	449	384	415
		木造以外の住宅 ^(※2)	69	43	80
		計②	518	426	495
	耐震性 なし	木造住宅 ^(※1)	1,290	872	637
		木造以外の住宅 ^(※2)	22	21	28
		計	1,312	894	665

この表の値は統計調査の結果から町において推計しています。

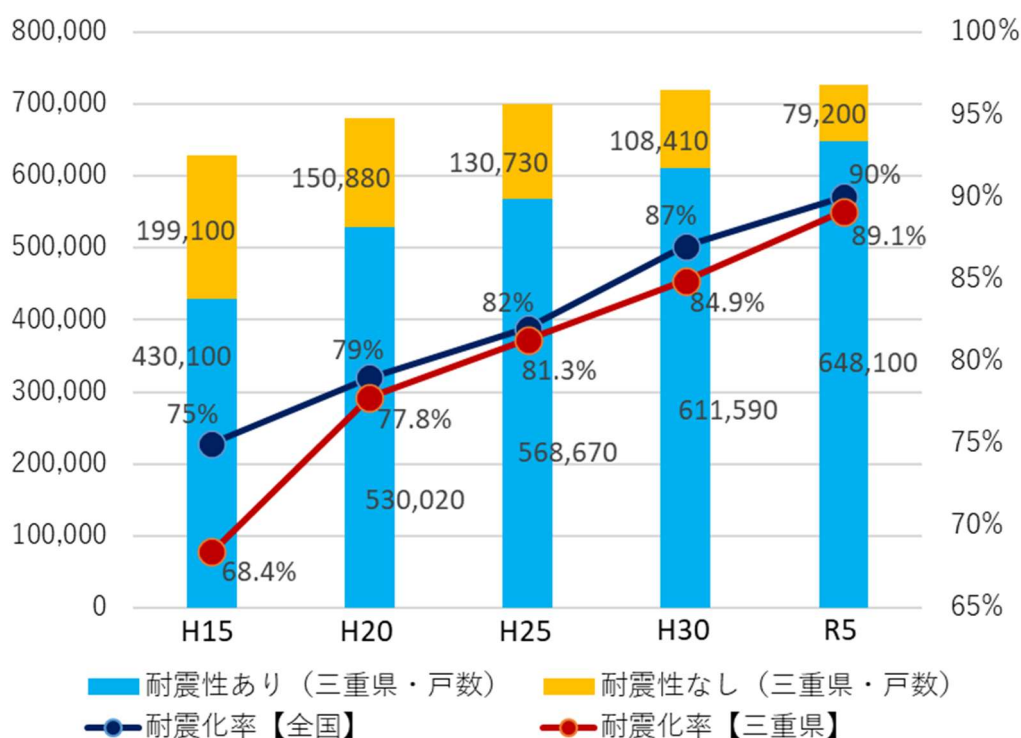
※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で1,052戸となっています。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(第二次計画の目標に対する実績)

三重県では、第二次計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化89%以上」については、令和5年度の推計値で89.1%と、2年前倒して目標を達成しています。

同じく、令和7年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数41%以下」については、令和5年度の推計値で38.5%と、こちらも2年前倒して指標に到達しています。

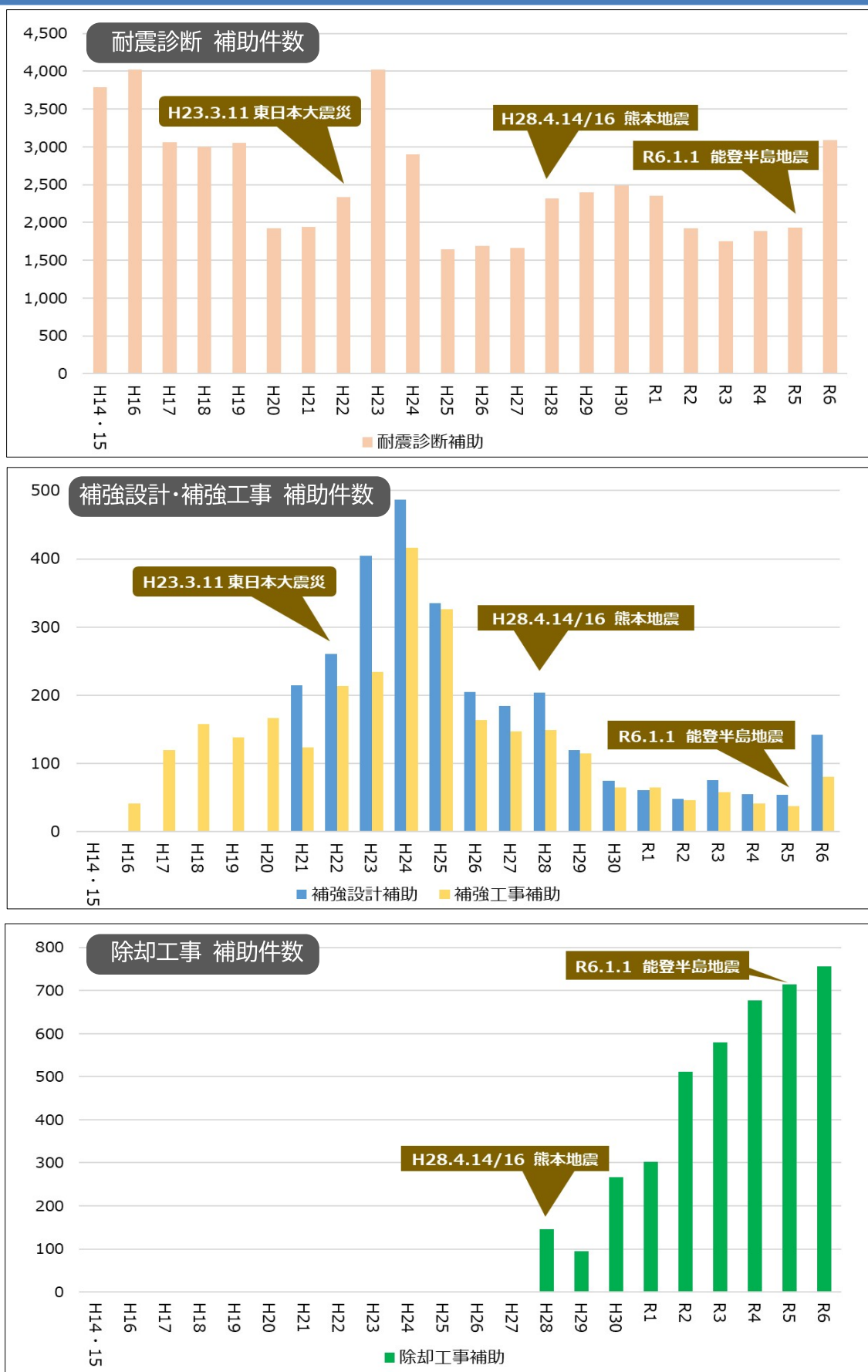


【図 2-3】 三重県及び全国の耐震化率等の推移

(耐震関係補助実績の推移)

三重県では、平成14年度以降、旧耐震基準で建設された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事、リフォーム工事等の補助制度を設け、市町と連携して耐震化を推進してきました。

補助件数は国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過と共に減少するという傾向が続いています。令和6年1月の能登半島地震発生後の令和6年度補助件数は、耐震診断、補強設計、補強工事のいずれも急増し、耐震診断は東日本大震災の発生翌年以來となる3,000件超となっております。



【図 2-4】 三重県における各補助件数の推移

（耐震補強をめぐる現状と課題）

耐震補強の補助実績は、多くの住宅が被害を受ける大規模な地震の後に増加し、その後、時間の経過と共に減少する傾向が続いており、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。

一方、平成28年度に創設した耐震性のない空き家の除却補助制度の実績は、年を追うごとに増加し続けています。その背景として、建築後概ね45年以上が経過している旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震性がないことが判明後、耐震補強ではなく、建て替えや新規購入等を選択する方が増加しているものと推測されます。

高齢化率の高い地域では、耐震化率は低い傾向があり、高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。

また、三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、県内の広い地域で震度6強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

また、耐震補強工事に要する費用を補助金等で支援したり、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

町内の多数の者が利用する建築物は令和 6 年度末時点で24棟あり、そのうち、新耐震基準で建築された建築物が15棟、旧耐震基準で建築された建築物は9棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は37.5%となっています

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)は、100%となっています。

【表 2-6】御浜町における多数の者が利用する建築物の状況
(単位:棟)

	御浜町における多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	町有建築物	民間建築物
建築物総数	24	5	9	10
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	24 (100%)	5 (100%)	9 (100%)	10 (100%)
新耐震基準建築①	15	1	6	8
旧耐震基準				
耐震性あり②	9	4	3	2
建築 計				
耐震性なし	0	0	0	0
	9	4	3	2

※ 耐震化率の算定は、昭和 56 年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和 56 年5月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標：住宅の耐震化	目標：耐震化率 95%以上 (R5年度推計値：89.1%)
目標値の算定式	
耐震化率 =	$\frac{\text{(S55年以前の耐震性のある住宅数+S56年以降の住宅数)}}{\text{(居住世帯のある住宅総数)}}$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」としています。

【表3-1】三重県における住宅耐震化率の目標

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度
耐震化率(目標値)	89.1%	95%以上

御浜町においても、二次計画の目標の耐震補強補助件数年1戸以上の2倍である年2戸以上を目標値に設定し、県の目標の耐震化率95%以上に近づけられるよう取り組みます。

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

① 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

町有建築物の耐震化の目標は、町が所有する対象建築物について、旧耐震基準で建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、これまで耐震化を進めており、平成26年度末時点において、用途廃止の上取壊し予定の4棟を除き、耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

② 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標は、民間の多数の者が利用する建築物については、平成26年度末時点において、耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理の啓発に努めます。

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

① 木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して支援を行います。

② 耐震性のない空き家の除却に対する支援

耐震性のない空き家の除却に対して支援を行い、地震発生時に空き家が倒壊し、道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう取り組みます。

③ 補助金に係る代理受領制度の促進

耐震補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅所有者に支払われるため、一時的に全額所有者が負担する必要があります。この負担を軽減するため、補助金申請者からの委任により、補助金を設計や工事を行った業者に直接支払いすることができる「代理受領制度」を促進します。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに啓発や情報提供等を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

県と協力し、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

旧耐震基準で建てられた木造住宅が集積している地域における住宅所有者への戸別訪問や、耐震診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、県や関係団体と連携し実施していきます。

③ 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発

町による耐震診断で、耐震性の不足が判明した木造住宅の所有者等に対して、地震から命を守る取組を促すため、耐震改修等補助制度のほか、耐震シェルターや家具固定、

耐震改修促進税制等の情報を提供します。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の促進

町では三重県と連携し、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた情報提供や助言等を行います。

① 耐震化を促進する環境整備

建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

また、過去に発生した地震の被害から、耐震改修が有効である旨の情報提供等を行います。

ア 建築物の所有者への周知

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

そこで、法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

イ 相談窓口での情報提供

住宅と同様に、県や町の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所管行政庁では、所有する建築物が、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、県や町の窓口では、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

② 町有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

町有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、御浜町のホームページにおいて公表します。

③ 所管行政庁との連携

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導にあたっては、所管行政庁と連携し行います。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

ア 耐震診断義務化対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和3年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けており、その結果について公表しています。

○御浜町区域では一般国道42号が該当

イ 耐震診断指示対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路が指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

○御浜町区域では一般国道311号、町道紀南病院線が該当

② 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、密集市街地、御浜町地域防災計画に定める避難路沿道など、老朽木造住宅が集積している既成市街地を、優先的に耐震化を促進する地域として位置づけ、耐震化を促進します。

③ 空き家対策

令和5年統計調査によると、県内の空き家は住宅総数の16.3%（約142,700戸）を占め、今後も増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保もしくは除却等により、まちの安全性を確保します。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、三重県南海トラフ地震被害想定において過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、また、三重県地震被害想定調査において陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また津波に関し、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて「津波浸水予測図」を作成し公表しています。

町ではこれらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載するとともに、定期的にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

なお町において、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去費用の一部を補助する制度もあることから、あわせてホームページ等で情報提供を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、県と協力し建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保

を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成21年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家電製品や家具、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため、比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、ホームページ等により町民のみなさんに普及啓発を行います。

参考資料

1 御浜町が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■ 木造住宅に係る耐震化支援事業等の概要

(令和8年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。 (申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大18万円(精密診断法による補強設計の場合は最大34万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大157.5万円	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	木造住宅耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 2/3 の額(30 万円が上限)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例: 密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 23%の額(50 万円が上限)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・町が空き家と判断した住宅	次のいずれか ・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋 2m、2階建て 4m 以内 ・三重県型密集市街地 ※令和 8 年度に要件緩和予定

(2) ブロック塀等における安全対策の支援

■ ブロック塀等に係る撤去支援の概要

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

事業名	概要	主な要件
ブロック塀等撤去費補助事業	ブロック塀等の撤去に対して補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 撤去費用の 2/3 の額(15 万円が上限)	・道路に面する高さが 1m を超えるもの ・擁壁等の上にあつて、道路に面する擁壁等との高さの合計が 1m を超え、かつ、ブロック塀等自体の高さが 60cm を超えるもの